和歌山地方裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成21年7月14日(火)午後3時から午後4時まで

第2 開催場所

和歌山地方裁判所第1会議室

第3 出席者

(委員)

岡田隆弘, 谷岡孝範, 月山純典, 成川洋司, 畑 純一, 前坂光雄,

森口佳樹

(欠席者)

川端真理, 佐野嘉春, 西平都紀子, 真野 広

(五十音順, 敬称略)

(事務担当者又は庶務)

梅北民事首席書記官,福本刑事首席書記官,倉田家裁首席書記官, 西川簡裁庶務課長,藤井事務局次長,吉川会計課長,木村家裁総務課長, 望月家裁総務課課長補佐

第4 議事

【発言者/◎:委員長,○:1号委員(学識経験者),●:2号委員(弁護士), △:3号委員(検察官),□:4号委員(裁判官),■:事務担当者又は庶務】

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 委員の紹介
- 4 前回の意見に対する当庁の取組
 - (1) 呼出候補者のために準備している資料等について

現時点で準備している資料等を提示した。

- (2) 裁判員等に対してアンケートを実施してはどうかという提案について 裁判所において、裁判員、補充裁判員及び来庁した裁判員候補者に対 してアンケートを実施する予定である。
- (3) 裁判員等への記念品について 裁判員及び補充裁判員に対しては、シンボルマークをデザインしたバッジを配布することになった。
- (4) 利用者アンケートの実施について 5月から,正面玄関と駐車場側の玄関にアンケート用紙と回収箱を設置している。

5 意見交換等

テーマ「利用しやすい裁判所」

- 離婚調停などの場合、相手方と絶対に会いたくないという方がおられるので、控室は思い切り離してもらうか、少なくとも同じフロアではない方がいい。
- 現時点では別フロアの調停室が2室あるので、申立人と相手方を異なるフロアの調停室に待機させ、調停委員が行ったり来たりする方法で基本的には対応しているが、そうできない場合には、職員が配慮して、顔を合わすことのないよう注意している。大阪のような大規模庁であれば複数のフロアに調停室があるので、控室を別フロアにするという対応は可能だが、規模の小さい庁ではそこまで対応できない。
- 簡裁は、外の景色が見えて開放的な雰囲気だし、筆記具や老眼鏡が置いて あって、そういう点では親切だと思った。
- 別室で手続するということは行っていないのか。
- 相談室という部屋があり、窓口では言いづらそうな場合に、その部屋へ案 内するということはあるが、年間で数件程度である。

- 全国的には、家裁や簡裁の受付の隣に、相談室を1、2室ぐらい作っているところが多いと思う。特に家裁はプライバシーに配慮する必要性が高いので、別室が確保されているところが多い。
- ◎ 受付事務室の中に外から見えにくい場所を作り、そこで手続案内をするのは、別室を使用するほどプライバシーに配慮する必要性が高くない人たちということになるのだろう。家裁の受付にそういう場所が2か所ほどがあったが、相談室がないからそこを使用しているということなのか。
- 相談室はあるが、そこを使うほどプライバシーに対する配慮が必要な事例 というのはほとんどないので、カウンターの方で対応している。
- 簡裁にも、カウンターの横に座って話ができる場所が1つある。隣で立っている人からは見えないようにしてあるので、申立書などを書いてもらうときにはそこを使ってもらっている。
- ◎ 簡裁と家裁としては、スペースが足りているという認識なのか。
- 簡裁では、利用者が集中するときがある。後ろの方に待ってもらうための 椅子を用意しているが、話し声が聞こえてしまうことがある。
- 家裁は、書類を書いてもらうスペースが廊下に4つあるので、事務室の奥のスペースを使う頻度は高くなく、現状でほぼ足りている。ただ、廊下のスペースは、パーテーションで仕切られているものの人の往来もあるので、比較的簡単な書類を記載してもらうにとどめている。
- ◎ プライバシー保護という観点からいうと、廊下に記載スペースがあるのは 好ましいとは言えない。それは重々分かっているが、ほかにスペースがない のでやむを得ずそうなっている。
- 弁護士としても、簡裁の事件については、本人の能力を見定めながらではあるが、裁判所が親切に教えてくれるから大丈夫だという説明をして、自分で手続をするよう勧めることが多い。相談スペースを拡充し、それに対応する職員の数も充実するのならば、もっと勧めやすくなる。そうすると、弁護

士にも頼めない、自分でもできなかった人が救済されるようになるのではないか。だから、現在のスペースで足りているからといって増やさないのではなく、もう一回り増やすことも検討された方がいい。すると、簡易裁判所は親切だということでますます人気が高まって、需要も増えるのではないか。

- スペースの問題ではなく、裁判所でそこまで親切に教えてもらえるということを市民はあまり知らないと思う。建物を新しく建てるときに、図書館みたいに仕切られたところで記入できるスペースを作り、相談業務をやっているということを宣伝するといいのではないか。スペースをもっと広くとることができるのなら、そういう部屋を別に作り、可能であれば、分からないところを説明するための人を1人置く、というふうにできればいい。
- 例えばハローワークは、昔は事務的なスペースで淡々と仕事をされていたが、今は都心を中心に、ちょっとしたカフェみたいな、できるだけ入りやすいような作りをされている。今日は、皆さんと一緒だったから受付の部屋に入れたし、職員と話をして親切だと思ったが、慣れていない人が1人で来て入りやすいかといったら、そうとは言えない。だから、そういうゆとりのあるスペースを入り口に設けて、そこから振り分けていくような形にした方が利用されやすいのではないかと思う。

施設や設備を考える際、特に流通業などで言われていることが3点ある。 1点目は入りやすい店作り、2点目は子ども連れの方のための場所の確保、 3点目は、手ぶらで見てもらえるような店作りである。裁判所の場合は目的 意識があって来る人が多いので、1点目の考え方は馴染みがないかもしれない。2点目は主に授乳関係などで、裁判所では既に対応されていたように思う。3点目については、入り口にロッカーを用意し、その中に荷物を全部入れてもらって、ノート1冊で動けるような形を作ってはどうか。使用後にコインが戻ってくるような方式のロッカーを20個ぐらい設置すると、より受け入れやすいのではないかと思う。

- ◎ 入りやすくするためにはどうすればいいかということは、一番聞きたいことである。受付は何階に作るのか、一つのフロアの中のどういう場所に作ればいいのか、部屋の広さはどうするかなどをお聞きしたい。現在、当庁の受付は、地裁の民事、簡裁の民事、家裁の家事と3か所に分かれているが、これを統合した方がいいのか。最近建てられた裁判所の庁舎を見ると、受付のスペースについては、廊下側の壁がすべてガラス張りというようなところが結構多いが、そういった工夫などについても御意見を伺いたい。
- 正面玄関を入ったところに10~15坪ぐらいの大きなスペースをとって、来られた方を総合的に振り分ける場所を作る。そのスペースでは自由にお茶を飲めるようにして、落ち着いた音楽を流し、ゆっくり待ってもらえるようにする。受付の3か所についても、入りやすい雰囲気を作るため、それぞれ五、六坪ぐらいで同じようなスペースを作る。そんなふうにすると、初めての方には馴染みやすいと思う。
- ◎ 親子が遊べるようなスペースを作っている家裁はあるが、受付の前のスペースに、自動販売機や小さなテーブルなどを置いているという庁はないと思う。
- ロッカーについては、セキュリティ上も、取りあえず荷物を預けてもらう という意味でも、いいのではないか。
- ◎ 裁判所で荷物について配慮しているという話はあまり聞いたことがない。 証人などが大きな荷物を持ってきたりしたときに、一時的にその荷物を預か るというのはあるが、一般の来庁者用に、例えば守衛のところで一時預かり するというようなシステムを取っているというところはおそらくないだろ う。1階の分かりやすい場所にコインロッカーを置いているという裁判所も 恐らくはないと思われる。
- ホテルのクロークのように、受付で荷物も預かることも考えられるが、声を掛けて「預かってください」とは言いにくいと思う。

- ◎ 現状では、来庁者からそのような要請があった場合に、どのように対処すべきかという話は出ていないので、そのような申出はほとんどないだろう。家裁で扱う事件には家事事件と少年事件があり、どちらもプライバシーに対する配慮が必要であることから、新しく庁舎を建てる場合には、家裁だけのフロアを設けるのが一般的である。そういうこともあって、振り分けのスペースを設けるかどうかは別にして、家事の受付は家裁専属フロアに持っていくことを考えている。地裁と簡裁の受付については、1階の入ってすぐのところというのが一般的だと思うが、統合して同じ場所で行うということは十分可能性のある話である。
- 多くの裁判所で入ってまず目に付くのが守衛だが、守衛が対応する前に、 来庁者を案内するための受付を置くというようなことは考えないのか。
- 岡山地裁は、玄関ホールの一角にカウンターがあって、どこへ行けばいいかわからない人は、そこにいる守衛に気軽に相談できるようなシステムだったように思う。私たちが、本人に裁判所へ行くように勧めるときに、どこへ行けばいいと簡単に説明できるような、そして、市民の間でもお互いに教え合えるようになれば、足が向きやすくなっていくだろう。
- 空港にあるラウンジのような感じで、入ったところに受付の方がいて、中 には軽食などがあり、荷物を置くためのロッカーやトイレがあるというよう なスペースを考えてはどうか。
- ◎ あまりゆったりしたスペースを作ると、裁判と関係ない人が来てしまうおそれがある。商売であれば、人がいてくれること自体がプラスだということはあり得ると思うが、裁判所にとってはそれがいいのかは問題である。大阪では、1階にフロアの一角を区切って自販機を設置し、お茶を飲めるようにしているスペースがあるが、あの程度であれば考えられるのではないか。
- 裁判所に来ても、今日の手続がどこであるかというのが分かりにくい。私 は大体分かっているから見て回って探せるが、手続が終わった後で当事者が

やっと駆け付けてくるということが結構多い。手続が行われている場所がす ぐ分かるような機能をどこかに持っている必要があるのではないか。

- ◎ 開廷予定については、正面玄関を入ったところに表示してあるし、債権者 集会のようなものについても分かりやすく表示をしている。ただ、弁論準備 や審尋といった非公開の手続については、大々的に表示しないというのが裁 判所の考え方になっている。
- 弁論準備であれば民事書記官室前のホワイトボードを見て確認するし、法 廷であれば法廷前の掲示板を見て確認することになる。まず法廷に行ってみ て、そこになければホワイトボードを見に行って、ということになるが、市 民にとってはそう簡単ではないと思う。大阪は、受付のところで自分で調べ るか、警備員に教えてもらうことができる。
- 和歌山でも、その日の期日簿を守衛に渡しているので、守衛に聞いてもら えればわかるようになっている。また、民事の受付カウンターにも置いてい る。
- 庁舎を建て替えるときには、見るからにそこへ行けば分かるというような、 人が集まってくるイメージの場所を作ってはどうか。
- 守衛は警備の人という感じなので、その人に聞けばわかるというイメージ がない。
- 逆に、聞かないと教えてもらえないというよりも、一覧表か何かになって いるほうがいい。
- ◎ デパートの案内係みたいに、ここに行けば何でも教えてくれるような、そんな雰囲気の人を玄関先に置いておくということか。
- ホテルには必ず、何階の何の間で何があるという表があるが、そういうも のがあればより親切だと思う。
- ◎ 総合受付的な機能というのは、守衛が果たすべきだという考え方で裁判所はやってきた。しかし、守衛に聞けばいいということを外部の人が知ってい

るかと聞かれると何とも言えない。それは雰囲気の問題なのか,あるいは「総合案内」と表示すればよいのか。

- □ 守衛室という部屋の中に入っているのではなく,カウンターとして外に出ているというのはどうか。部屋の中にいると尋ねにくい。
- ◎ 岡山地裁が、部屋の中ではなく、玄関ホールにカウンターがあって、そこに守衛が座っていた。
- 和歌山も「総合案内」という表示はしているが、皆さん認識されていないように表示も小さい。設備的にも、部屋の中にいるので、そこが一番の問題点なのかもしれない。
- 守衛というのは裁判所の職員なのか。派遣労働者のような感じがするので、 裁判所のことをあまり知らないのではないかというイメージがある。
- ◎ 一部,民間委託の箇所があるが,基本的には裁判所の職員である。
- 制服を着ていると聞きにくくなる。
- ◎ 人の出入りをチェックしているというイメージが強くて、庁舎全体の案内をするというイメージではないのかもしれない。
- 検察庁は、入って左手に警備員室があるが、カウンターだけでガラスがない。守衛は制服を着ているが、中にいるときもあれば外まで出張ってきているときもあって、割と声掛けやすいし、すぐに話しかけてくれる。
- △ 検察庁はどこでもそういう感じだろう。守衛等が来庁者の案内をしている。
- ◎ やはり部屋の中にいるというのは良くないということか。玄関のオープンスペースにカウンターを設けて、その前にいる方が案内係らしいということになるだろうか。
- 人がずっと付いていられない場合もあると思うので、誰もいないときに問い合わせしやすいように内線電話を置いてはどうか。
- 破産事件での集団審尋を見ていると、裁判所はプライバシーについてほと んど考えていないというか、あきらめているんじゃないかという感覚がある。

- ◎ 破産事件については、破産者の人数が多いのでやむを得ず集団審尋を行っているが、一般論として、プライバシーに対する配慮がより強く求められていることは間違いないし、これからもそうだろう。民事裁判に関係すること自体は恥ずべきことではないと考えているが、破産などは別であるし、家裁関係の事件は当然配慮が必要になってくる。地裁、簡裁のごくありふれた民事事件でも、当事者とすれば、人には知られたくないという人もいるかもしれない。
- プライバシーという面に限って言うと、ホワイトボードや法廷の掲示板に 個人の名前が出ると、気にする人がいるのではないかと思う。特に刑事事件 の場合、事件名まではいいが被告人名まで出す必要はあるのか。
- ◎ 被告人の氏名に限って言えば、公開の法廷で裁かれるべき刑事裁判について、プライバシーの権利はないと基本的には思っていた。
- 法廷の中で行われることはもちろん公開でいいと思うが、外の掲示板に罪名と被告人名が出てしまって、通り過ぎる人がそれを見るということが、果たして被告人にとってどうなのか。
- ◎ 刑事の被告人については仕方がない。民事については、例えば貸金返還訴訟で「被告」として名前が出てくるのは嫌かもしれないが、公開の法廷で審理されることであり、それを伏せたままでは傍聴人や事件関係者がどこの法廷に行っていいか分からないため、やむを得ない。
- 現在、家裁の調停は、簡裁と調停室を取り合っているので、調停を開ける 曜日が少ない。新庁舎になればそういう問題が解消されて、毎日できるよう な体制になるのか。
- ◎ 現状では、調停室の総数が十分ではないため、家裁専用の調停室を確保できていないが、その点については解消できるだろう。ただ、裁判官の数が増えるわけではないので、調停が毎日開かれるようになるという確約はできない。本来の開廷日以外でも、人の手配さえ付けば調停が入れられるようにし

たいと考えている。

- 6 次回委員会の意見交換テーマ 裁判員制度の運用について
- 7 次回委員会の開催日時 平成22年2月4日 (木) 午後1時30分から開催することが決定された。
- 8 閉会